

基発033-1第18号

平成22年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

労働基準局報告例規の一部改正について

標記について、的確な行政効果の把握に資するため、下記のとおり改正を行い、平成22年4月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

1 「補404」の改正

- (1) 「補404 社会復帰促進等事業利用状況報告」を別紙1のとおりとする。
- (2) 「補404 記載要領」を別紙2のとおりとする。

2 「補405」の改正

「補405 中小事業主等特別加入状況報告」を別紙3のとおりとする。

# 補404 社会復帰促進等事業利用状況報告

別紙1

関係帳簿等

統計責任者

局番号

## 1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料及び症状照会回答料の支給状況

平成 年度分

支給種目	新規			継続			合計		
	実人員	支給対象数(件数)	金額	実人員	支給対象数(件数)	金額	実人員	支給対象数(件数)	金額
(1) 義肢	人	件	円	人	件	円	人	件	円
殻構造義肢									
骨格構造義肢									
筋電動義手									
(2) 上肢・下肢装具									
(3) 体幹装具									
(4) 座位保持装置									
(5) 盲人安全つえ									
(6) 義眼									
(7) 眼鏡									
(8) 点字器									
(9) 補聴器									
(10) 人工喉頭									
(11) 車いす									
(12) 電動車いす									
(13) 歩行車									
(14) 収尿器									
人工膀胱用									
簡易型									
(15) ストマ用装具									
(16) 歩行補助つえ									
(17) かつら									
(18) 浣腸器付排便剤									
(19) 褥瘡予防用敷ふとん									
(20) 介助用リフター									
(21) フローテーションパッド									
(22) ギャッチベッド									
(23) 重度障害者用意思伝達装置									
採型指導料		件			件			件	
症状照会回答料		件			件			件	
修理の費用		件			件			件	
合計									

## 2 外科後処置利用状況

区分	実人員		金額
	入院	通院	
合計	人	人	円
労災病院			
その他の委託病院			

## 4 旅費の支給状況

区分	実人員(延人数)	金額
合計	人(人)	円
外科後処置	( )	
義肢等の採型及び装着	( )	
義眼装嵌	( )	
装着訓練及び適合判定	( )	
検査診断	( )	

## 3 介護料支給状況

区分	実人員(新規)	金額
CO 常時監視・介助	人(人)	円
常時監視・随時介助	( )	
常時監視	( )	

(注1) 「1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料及び症状照会回答料の支給状況」中「採型指導料」、「症状照会回答料」及び「修理の費用」については、「件数」を「支給対象数」の欄に記入すること。

(注2) 斜線の欄については、記入の必要はないこと。

## 補 4 0 4 記 載 要 領

## 1 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料及び症状照会回答料の支給状況

(1) 「新規」は、本年度はじめて購入・修理費用を支給した義肢等について記入すること。

(2) 「継続」は、耐用年数を超えたため又は業務上の理由等によりき損したため、新たに購入・修理費用を支給した義肢等について記入すること。

## (3) 義肢

## ア 殻構造義肢

「支給対象数」は、実際に支給対象とした義肢の個数とすること。

(例) 1 障害につき、常用義手を 2 本支給対象とした場合は 2 個とし、1 手の 2 指につき、手指義手を 2 本支給対象とした場合は 2 個とする。

## イ 骨格構造義肢

(ア) 「新規」の「支給対象数」は、支給基準に基づき所定の材料、部品及び工作法により製作された完成品で、支給対象とした個数とすること。

(イ) 「継続」の「支給対象数」は、記入する必要はないこと。

## (4) 収尿器

「人工膀胱用」は、収尿器の内数とし、人工膀胱用のうち簡易型とその他のものの合計を記入するが、「簡易型」には「人工膀胱用」のうち、簡易型のものを内数として記入すること。

## (5) 採型指導料

「件数」は、義肢等を装着する 1 肢を 1 件として記入すること。

## (6) 症状照会回答料

「件数」は、補装具の支給種目ごとの延請求回数とし、支給対象とした補装具及び実人員の数には無関係であること。

## (7) 修理の費用

ア 「件数」、「金額」は、いずれも「新規」、「継続」の区別はないこと。

イ 「件数」は、義肢等の支給種目ごとの延修理回数とし、1 回の修理における修理部位の数には無関係であること。

(例) 車いすについて肘当交換及びタイヤ交換の修理費用の支給申請が同時に (同一の申請書により) 出された場合には 1 件とする。

ウ 断端袋交換については、「金額」には計上するが、「件数」には含めないこと。

## (8) 合計

ア 「実人員」は、(1)義肢～(23)重度障害者用意思伝達装置の「実人員」を「新規」、

「継続」のそれぞれについて合計して記入すること。

イ 「金額」は、(1)義肢～(23)重度障害者用意思伝達装置、採型指導料、症状回答料及び修理の費用の「金額」を「新規」、「継続」のそれぞれについて合計して記入すること。ただし、修理の費用は、「新規」に含めること。

## 2 外科後処置利用状況

- (1) 「入院」「通院」には、外科後処置を実施した者の実人員を区別して記入すること。したがって、通院者には通院のみの者を計上すること。
- (2) 「金額」は、看護の費用を含む総額を記入すること。

## 3 介護料支給状況

- (1) 「CO」は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の支給状況について、介護の程度（3段階）に応じて記入すること。
- (2) 「実人員（新規）」は、介護料を支給した者の数を記入すること。なお、括弧内には、本年度はじめて介護料を支給することとなった者の数を内数として記入すること。

## 4 旅費の支給状況

- (1) 社会復帰促進等事業による旅費の支給状況を対象者の種類別に記入すること。
- (2) 「実人員」は、現に旅行した者の実人員を記入すること。なお、1人で数回にわたり旅行した場合は、1回につき1人として括弧内に延人数を記入すること。
- (3) 合計の「実人員」は、「外科後処置」、「義肢等の採型及び装着」、「義眼装嵌」、「装着訓練及び適合判定」及び「検査診断」の実人員の合計を記入すること。

### 【参 考】

#### 1. 使用する主な原票

社会復帰促進等事業原票、支出簿

#### 2. 点検事項

下記の項目については、支出簿により該当する支出科目と照合すること。

- (1) 介護料の「金額」の合計 = (目) 介護料支給費
- (2) 義肢等補装具の購入・修理費用、採型指導料及び症状照会回答料の「金額」の合計 = (目) 補装具等支給費

関係帳簿等  
照合済印

統計責任者  
氏名

局番号

A 中小事業主等

業種	事業主数 人	家族従事者数 人
林業	0	0
11 海面漁業		
12 定置網漁業又は海面漁業養殖業		
鉱業	0	0
21 金属、非金属又は石灰鉱業		
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		
24 原油又は天然ガス鉱業		
25 採石業		
26 その他の鉱業		
建設事業	0	0
31 水力発電施設、隧道等新設事業		
32 道路新設事業		
33 ほ装工事		
34 鉄道又は軌道新設事業		
35 建設事業		
36 機械装置の組立て又はすえ付けの事業		
37 その他の建設事業		
38 既設建設物設備工事		
製造業	0	0
41 食料品製造業		
42 繊維工業又は繊維製品製造業		
44 木材又は木製品製造業		
45 パルプ又は紙製造業		
46 印刷又は製本業		
47 化学工業		
48 ガラス又はセメント製造業		
49 その他の窯業又は土石製品製造業		
50 金属精錬業		
51 非鉄金属精錬業		
52 金属材料品製造業		
53 鋳物業		
54 金属製品製造業又は金属加工業		
55 めっき業		
56 機械器具製造業		
57 電気機械器具製造業		
58 輸送用機械器具製造業		
59 船舶製造又は修理業		
60 計量器、光学機械、時計等製造業		
61 その他の製造業		
62 陶磁器製品製造業		
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業		
64 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		
65 たばこ等製造業		
66 コンクリート製造業		
運輸業	0	0
71 交通運輸事業		
72 貨物取扱事業		
73 港湾貨物取扱事業		
74 港湾荷役業		
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		
その他の事業	0	0
91 清掃、火葬又はと蓄の事業		
93 ビルメンテナンス業		
94 その他の各種事業		
95 農業または海面漁業以外の漁業		
9501 農		
96 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		
97 通信業、放送業、新聞業又は出版業		
98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業		
9801 (医薬品配置販売業)		
99 金融業、保険業又は不動産業		
船舶所有者の事業		
合計	0	0

B 一人親方等

平成 年度分

事業の種類	団体数	加入者数 人
個人タクシー、個人貨物運送業者	46条の17 第1号	
建設業の一人親方	同条第2号	
漁船による自営漁業者	同条第3号	
林業の一人親方	同条第4号	
医薬品の配置販売業者	同条第5号	
再生資源取扱業者	同条第6号	
船員法第1条に規定する船員	同条第7号	
合計	0	0

C 特定作業従事者

作業の種類	団体数	加入者数 人
農従事者	46条の18 第1号イ	
農従事者	同条同号ロ	
訓練従事者	同条第2号イ	
訓練従事者	同条同号ロ	
家内労働者	金属等の加工の作業	同条第3号イ
家内労働者	洋食器・刃物等加工の作業	同条同号ロ
家内労働者	履物等の加工の作業	同条同号ハ
家内労働者	陶磁器製造の作業	同条同号ニ
家内労働者	動力機械等による作業	同条同号ホ
家内労働者	仏壇・食器の加工の作業	同条同号ヘ
家内労働者	計	0
労働組合等常勤役員	同条第4号	
介護作業従事者	同条第5号	
合計	0	0

D 海外派遣者

	事業場数	加入者数 人
技術協力 (JICA等)		
労働者		
代表者等		
合計	0	0

E 加入時健康診断実施状況

	じん肺	振動障害	鉛	有機溶剤	計
中小事業主等					0人
一人親方					0
特定作業従事者					0
合計	0	0	0	0	0